

阿久比町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

阿久比町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して策定するものです。次世代を担う人材育成に向け、“豊かな心と健やかな体”“確かな学力”の育成を図る教育やICT教育、様々な社会情勢の変化に対応する先端技術を活用し、教育の質の確保を進めるとともに、0歳から15歳まで一貫した教育体系の充実を図る幼保小中一貫教育の推進のため、阿久比町立学校の教育職員が健康で意欲をもって職務に専念できる環境を整備することを目的とします。

現在、学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教育職員の業務負担が増大しています。学校における働き方改革を含む教育職員を取り巻く環境整備を進め、心身の健康確保が喫緊の課題となっています。このままでは、教育職員が疲弊し、教育活動の質の維持・向上が困難になる恐れがあります。

そこで、本計画に基づき、業務量の適切な管理と健康確保措置を組織的に実施することで、教育職員が健康でいきいきとやりがいをもって働けるワーク・ライフ・バランスを実現する環境を整備することが重要です。教育職員が授業や教材研究、個々の子どもたちと向き合う時間を確保することが、結果として学校教育の質の向上を通じたより充実した教育となり、本町の未来を担う人材育成につながるものと考えます。その能力を最大限に発揮できる環境確立のために本計画を策定します。

(2) 本町の現状

本町では、2021（令和3）年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「阿久比町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、2024（令和6）年度は以下のとおりでした。

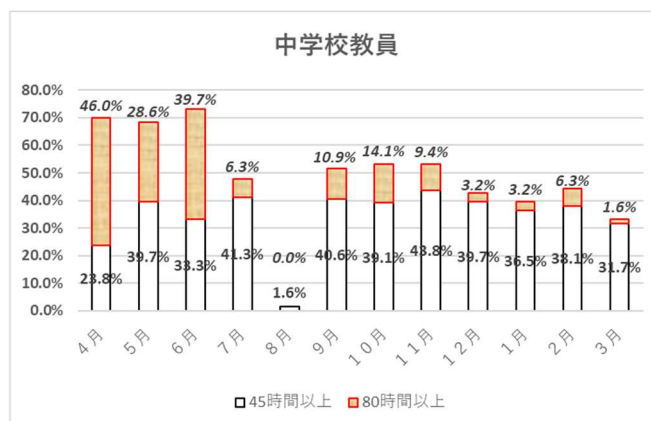
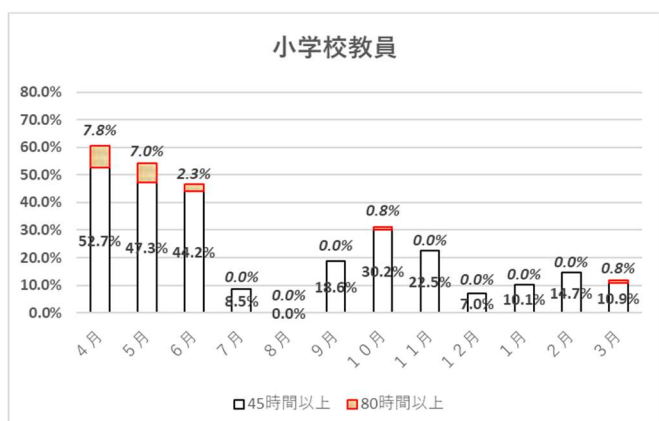
【2024（令和6）年度の時間外在校等時間の状況】

（小学校）

	45時間以上	80時間以上
4月	52.7%	7.8%
5月	47.3%	7.0%
6月	44.2%	2.3%
7月	8.5%	0.0%
8月	0.0%	0.0%
9月	18.6%	0.0%
10月	30.2%	0.8%
11月	22.5%	0.0%
12月	7.0%	0.0%
1月	10.1%	0.0%
2月	14.7%	0.0%
3月	10.9%	0.8%
年平均	22.2%	1.6%

（中学校）

	45時間以上	80時間以上
4月	23.8%	46.0%
5月	39.7%	28.6%
6月	33.3%	39.7%
7月	41.3%	6.3%
8月	1.6%	0.0%
9月	40.6%	10.9%
10月	39.1%	14.1%
11月	43.8%	9.4%
12月	39.7%	3.2%
1月	36.5%	3.2%
2月	38.1%	6.3%
3月	31.7%	1.6%
年平均	34.1%	14.1%



時間外在校等時間が45時間を超える割合の年間平均が小学校では22.2%、80時間を超える割合が1.6%、中学校ではそれぞれ34.1%、14.1%となっています。小中学校ともに4月～6月が顕著です。また、小学校では10～11月に平均値を上回っており、中学校では8月を除く各月において平均的に高い状況です。

要因として例えば4月は、児童生徒登校までの年度初めの準備、学年・学級事務、教材研究等の時間が多く必要となることが挙げられます。担任・教科担当、校務分掌等の業務の立ち上げや書類作成等も行う必要があるため、全体的に割合が高くなる傾向があります。

5・6月及び10～11月は、教科指導や担任業務といった通常業務に加え、学校行事（運動会・体育祭、学習発表会や文化祭、合唱コンクール、野外教育活動や修学旅行等）の企画立案、運営等の業務が挙げられます。また各種行事に加え、児童会・生徒会活動の各種活動、学校訪問、授業参観、健康診断等、様々な特別活動・行事の実施に向けた業務も多くあります。これらの業務が時間外在校等時間の増加につながる大きな要因の一つであると考えられます。

また、各学期末においては、通常業務に加え懇談会準備や通知表作成等の業務があります。成績処理等に関わる業務量も集中しており、中学校においては、定期テストへの対応もあります。7～8月の長期休業中においても部活動における大会引率や審判等の大会運営業務、上位大会出場に伴う練習指導等に従事することもあります。

さらには、教育職員には「絶えず研究と修養に努める義務」が課せられており、教材研究をはじめ、児童生徒指導等様々な領域に関する研修に参加する等、教育職員が自ら研修に努めています。

このようなことから、教育職員が本来取り組むべき授業準備、教材研究、子どもたちとの触れ合いなどに時間を確保できるよう、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを図ることによって、教育職員の業務に必要な時間的余裕を創出し、教育の質の向上につなげることが必要です。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

【カッコ内は2024（令和6）年度の数値】

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合100%を目指します。

【全体68.2%、小学校76.2%、中学校51.8%】

- ・ 計画期間最終年度に、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間30時間程度を目指します。 【新規】

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数11日以上を目指します。 【新規】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合5%を目指します。

【8.2%】

- ・ 各校のストレスチェックにおける総合健康リスク（全国の平均は100）の平均値80以下の達成・維持を目指します。 【90.2】

- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

2026（令和8）年度～2029（令和11）年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。PTA、見守り隊（スクールガード）等の地域ボランティアを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。ただし、各学校や地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて教育職員が見守り活動を行う場合もあります。

放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における学校における自主的な見回りは原則行わないこと、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を改めて関係機関と共有します。

学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、国の令和7年度補正予算案に反映された「学校給食費公会計化促進事業」の活用を検討し、公会計化の実現に向けて推進します。

地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 各小学校に地域学校協働活動推進員を置き、学校運営協議会とともに地域学校協働本部の中心的活動を担っていただく。教育委員会として、指導主事、学校管理職、地域学校協働活動推進員が参加する連絡調整会を毎年開催し、各学校での取組例について情報交換するなどして活動の充実につなげます。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 愛知県カスタマーハラスメント防止条例の制定に伴う「愛知県立学校カスタマーハラスメント対策等に関する要綱」に準拠して、教育委員会として、カスタマーハラスメント（不当・悪質なクレームや暴言、過大な要求を行う迷惑行為）に対して取り組みを検討していきます。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等の活用や学校間共有フォルダでのデータ共有によって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
- ・ 学校事務体制強化のため、共同学校事務室の整備、充実に努めます。

学校プール施設の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールの老朽化等に伴い、改修の費用対効果を鑑みて行うこととします。改修工事を見送る小学校におけるプール指導については、阿久比スポーツ村交流センター温水プールを活用し、教育委員会において学校プール間の移動、プール監視業務について外部委託により実施します。

校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・ 校舎の開錠・施錠については、教育職員のみならず、会計年度任用職員の学校用務員の勤務時間等を柔軟に見直すなどして対応を検討していきます。

部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 2026（令和8）年度中に、休日の部活動の地域展開（あぐい地域クラブ設立）を実現します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置等を引き続き進めます。また、2029（令和11）年～2031（令和13）年の「改革実行期間（後期）」において、地域クラブの会員や指導者のニーズ、休日における環境整備の進捗状況等を踏まえて検討します。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術、高速印刷機等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。
- ・ 授業準備や印刷業務等を補助する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を必要に応じて配置します。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ 町任用のスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等が定期的に校内および町の関係者による情報交換会、生徒指導部会等へ参加し、専門的な知見を活用しつつ小中学校教育職員および教育委員会が情報を共有、連携・協働して支援する体制を構築します。
- ・ 教育委員会とこども家庭センター（保健こども課、家庭児童相談員等）が連携し、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携・協働ができるよう、切れ目なく・漏れなく・一体的な相談支援できる体制を構築します。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育指導員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣については、長期的な展望を視野に情報共有し、必要な時期に任用できるよう検討します。

（2）学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ ねらい・目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時

間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、各学校の実態に応じた日課表の工夫を行います。

- ・ 勤務時間外の電話対応については、学校連絡・情報共有サービスを活用することで、順次時間を縮小していきます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 複数月連続して時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に町産業医による面接指導を実施します。
- ・ 50 人未満の学校も含め、すべての学校においてストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進します。
- ・ 教育職員の心身の健康問題についても町産業医との面談につなげていきます。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 学校における定時退校日を定期的に設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行います。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各行政区・コミュニティ等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。